

# S N S等を用いた相談対応システム構築業務

## 公募型プロポーザル募集要項

令和6年8月22日

浦安市 福祉部 社会福祉課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、SNS等を用いた相談対応システム構築業務の優先契約候補者の選定を行うため実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2 概要

### (1) 件名

SNS等を用いた相談対応システム構築業務

### (2) 業務内容

「SNS等を用いた相談対応システム構築業務 提案依頼書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和7年1月31日まで

なお、保守開始時期は令和7年2月1日とする。

### (4) 委託上限額

#### 初期導入経費上限額

583,000円（消費税及び地方消費税込み）

#### 経常的経費上限額

月額249,700円（消費税及び地方消費税込み）

※上記経費の提案額はすべて価格点での評価対象とする。

### (5) 履行場所

浦安市役所庁舎

### (6) 事務局

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 福祉部 社会福祉課 総合相談支援室

TEL：047-712-6641

FAX：047-355-1294

Email：shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp

## 3 参加資格要件

(1) 応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

イ 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが優先契約候補者に選定された場合、速やかに適格者名簿への登録申請を行うこと。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であ

ること。

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- カ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 支払金額は前項(4)で定めた限度額内であること。
- ク I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。
- ケ 提案依頼書「別紙 2 機能要件一覧」の内、必須項目に「対応不可」がないこと。
- コ 過去 2 年以内に本業務と同等の相談業務に、自社のプラットフォームを提供した実績（再委託による受託実績を含む。）を 2 件以上有すること。

## (2) 情報システム構築の前提条件

情報システム構築環境(別紙 1)の動作実績を有することが前提となるが、提案書提出期限まで本市テスト環境での検証も認める。

## 4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 6 年 8 月 22 日 (木)
質問の締切	令和 6 年 9 月 2 日 (月) 午後 4 時
質問への回答	令和 6 年 9 月 10 日 (火)
参加申込及び提案書類の提出期限 (第一次審査)	令和 6 年 9 月 24 日 (火) 午後 4 時
第一次審査結果の通知 (第二次審査)	令和 6 年 10 月 2 日 予定
デモンストレーションの実施	令和 6 年 10 月 11 日 予定
ヒアリングの実施	令和 6 年 10 月 24 日 予定
審査結果の公表	令和 6 年 10 月下旬 予定
契約協議・契約の締結	令和 6 年 11 月下旬 予定

## 5 応募手続

### (1) 募集要項の公表

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集要項の公表期間は令和 6 年 8 月 22 日 (木) から令和 6 年 9 月 24 日 (火) 午後 4 時までとする。

### (2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「SNS 等を用いた相談対応システム構築業務公募型プロポーザル

応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2概要（6）」に示すメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和6年8月22日（木）から令和6年9月2日（月）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和6年9月10日（火）から浦安市ホームページで公表する。

### **（3）参加申込及び提案書類の受付**

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。

ア 受付期間

令和6年9月11日（水）から令和6年9月24日（火）（土、日、祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

ウ 提出先

浦安市 福祉部 社会福祉課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり

カ 提出部数

原本1部 コピー9部

電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

## **6 審査の手続き**

### **（1）第一次審査**

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5者）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第一次審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い上位5者を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が5者以下の場合は、第一次審査を省略し、参加資格要件の確認のみ行うこととする。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

### **（2）第二次審査**

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第二次審査基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得

した者に限る)を優先契約候補者に選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が最も安価な応募者を優先契約候補者に選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、優先契約候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

## ①デモンストレーションの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

### ア 実施日時等

令和6年10月11日に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

### イ 出席者

デモンストレーションに出席できる応募者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて5名以内とすること。

### ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め90分程度を予定する。

#### (ア)共通項目

- ・画面の見易さ、操作性について

#### (イ)個別項目

- ・機能要件一覧において「対応可」とされているが、他応募者が「対応不可」もしくは「代替方法」と回答している内容

### エ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

## ②ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

### ア 実施日時等

令和6年10月24日を予定日とする。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

### イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4名以内とする。

### ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答20分程度の40分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

なお、冒頭の会社概要は省略し説明を開始すること。

## エ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること。（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。）

## 7 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表 1

**第一次審査基準**

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績 (様式4-1)	<p>業務実績を評価する。</p> <p>「SNS等を用いた相談対応システム構築」の実績(地方公共団体における実績数の多少、規模の大小等)を相対比較し、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20)      ②高い      (15)</p> <p>③中位      (10)      ④やや低い      (5)</p> <p>⑤低い      (0)</p>	20
実績報告書の 取組み内容、特 性、特徴、コン セプト等 (様式4-2)	<p>取組み内容、特性、特徴、コンセプト等が、本市の要求や構想に合致しているか、また採用することで、効果の向上が見込まれるか、将来性があるか等について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20)      ②高い      (15)</p> <p>③中位      (10)      ④やや低い      (5)</p> <p>⑤低い      (0)</p>	20
提案依頼書の 理解度 (提案書)	<p>提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20)      ②高い      (15)</p> <p>③中位      (10)      ④やや低い      (5)</p> <p>⑤低い      (0)</p>	20
提案書の具体性 (提案書)	<p>提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無い等について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20)      ②高い      (15)</p> <p>③中位      (10)      ④やや低い      (5)</p> <p>⑤低い      (0)</p>	20
課題に対する 提案の貢献度 (提案書)	<p>提案書に、提案依頼書「1.2 課題」に掲げる本市の課題に対する具体的な提案・提示があるか、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20)      ②高い      (15)</p> <p>③中位      (10)      ④やや低い      (5)</p> <p>⑤低い      (0)</p>	20
<b>合 計</b>		100

別表 2

**第二次審査基準**

区 分	審 査 基 準	配 点 (配分)														
<b>機能点</b>	<p>提案依頼書「別紙2 機能要件一覧」の回答結果により採点する。ただし、デモンストレーション及びヒアリングの結果により、評価が変更される場合がある。</p> <p>機能要件一覧に対する評価</p> <table border="1" data-bbox="296 584 1209 1252"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基 準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応可</td> <td>パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替方法</td> <td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>対応不可</td> <td>要件を実現できない場合</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>機能点 = 機能要件一覧に対する評価結果合計点 ÷ (機能要件一覧項目数 × 5) × 配点</p>	評価	基 準	配点	対応可	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	5点	代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合	2点	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1点	対応不可	要件を実現できない場合	0点	<b>200</b> (40%)
評価	基 準	配点														
対応可	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	5点														
代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合	2点														
	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1点														
対応不可	要件を実現できない場合	0点														
<b>提案点</b>	<p>※各評価項目の採点は、5点～0点の6段階の算出とする。</p> <table border="1" data-bbox="296 1447 979 1966"> <thead> <tr> <th>点数</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5点</td> <td>非常に優れている</td> </tr> <tr> <td>4点</td> <td>優れている</td> </tr> <tr> <td>3点</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>2点</td> <td>やや劣っている</td> </tr> <tr> <td>1点</td> <td>劣っている</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>提案なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>提案点 = 上記による評価結果合計点 ÷ 満点の合計 × 配点</p>	点数	判断基準	5点	非常に優れている	4点	優れている	3点	普通	2点	やや劣っている	1点	劣っている	0点	提案なし	<b>200</b> (40%)
点数	判断基準															
5点	非常に優れている															
4点	優れている															
3点	普通															
2点	やや劣っている															
1点	劣っている															
0点	提案なし															



<p><b>価格点</b></p>	<p>次の計算式に基づき、価格点を算出する。</p> <p>1. 全応募者の中で、提案額合計が最小の応募者</p> <p>価格点 = 満点</p> <p>2. 上記以外の応募者</p> <p>価格点 = 上記応募者の提案額合計 ÷ 提案額合計 × 配点</p> <p>※提案額合計とは、初期導入経費提案額と経常的経費提案額の合計とする。</p> <p>※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする。</p>	<p><b>100</b> (20%)</p>
<p style="text-align: center;"><b>合 計</b></p>		<p><b>500</b></p>